国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の別表を改正する基準を次のように制定する。

平成27年10月22日

国立大学法人東京学芸大学長 出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部を改正する基準

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準(平成16年4月1日制定)の別表について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由:東京都の最低賃金の改正及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第 117号)の施行に伴い、所要の改正を行うものである

117号)の施行に伴い、所要の改正を行うものである。	
改正	現
〔省略〕	〔省略〕
第3 学術,文化講演,実験,実習又は研究指導,その他専門技能の提供を依頼した場合,その者に支払う謝金の額は, <u>別表1</u> ,別表2及び別表3のとおりとする。	第3 学術,文化講演,実験,実習又は研究指導,その他専門技能の提供を依頼した場合,その者に支払う謝金の額は, <u>別表1</u> ,別表2及び別表3のとおりとする。
〔省略〕	〔省略〕
附則 この基準は、平成27年10月22日から施行し、平成27年10月1日から適用する。ただし、別表1欄外「◎源泉徴収等について」は、平成25年1月1日から適用する。	

謝金基準単価表

No	区 分	単 位	単価(円)	摘	要	備考
1	経営協議会委員謝金	口	20,000	経営協議会委員のみ		報酬
2	会議出席謝金	口		協力者会議等	1回あたり2時間を標準	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
3	特別講演謝金	回	50,000	著名人による記念講演的性格を有するもの	1回あたり2時間を標準	報酬
4	一般講演謝金	回	30,000		1回あたり2時間を標準,本学教職員への適用の場合は原則半額	幸及酉州
5	指導講師謝金①	時間		講義・実技指導(専門的知識の提供)	本学教職員への適用の場合は原則半額	報酬
6	指導講師謝金②	時間		研究集会等における指導・助言(専門的知識の提供)	本学教職員への適用の場合は原則半額	報酬
7	労務謝金①	時間	1,200	専門的知識・技術等を必要とする高度な事務補助		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
8	労務謝金②	時間		一般的な事務補助		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
9	<u> </u>	時間	<u>910</u>	会場設営等の軽作業		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
10	カウンセラー謝金	時間	3,500			月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
11	医師等謝金①	回(半日)	25,000	医師(内診・ツベルクリン反応等検査)・歯科医師	1日の場合は原則倍額以内,本学教職員への適用の場合は原則半額	源泉徴収必要なし(健康診断)
12	医師等謝金②	回(半日)	10,000	臨床検査技師	1日の場合は原則倍額以内,本学教職員への適用の場合は原則半額	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
13	医師等謝金③	回(半日)		看護師・保健師等	1日の場合は原則倍額以内,本学教職員への適用の場合は原則半額	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
14	原稿謝金(日本語)	枚	1,500	400字		報酬
15	原稿謝金(外国語)	枚	3,000	300語		報酬
16	原稿校閱謝金(日本語)			400字		報酬
17		枚		300語		報酬
18	表彰状揮毫謝金	枚		名誉教授·永年勤続(名前·日付等)		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
19	卒業証書揮毫謝金	枚		学位記を含む		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
20		枚	2,000	2, 100×690mm程度		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
21	立看板等揮毫謝金②	枚	-,	3,000×700mm程度		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
22		枚		4, 000×1, 000mm程度		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
23	同時通訳謝金①	日	56,000		学生依頼はチューター等謝金に準ずる	報酬
24	同時通訳謝金②	日		英語以外の外国語	学生依頼はチューター等謝金に準ずる	幸
25	逐次通訳謝金①	時間	5,800		学生依頼はチューター等謝金に準ずる	報酬
26	逐次通訳謝金②	時間		英語以外の外国語	学生依頼はチューター等謝金に準ずる	報酬
27	翻訳謝金①	枚		和文英訳(和文400字)		報酬
28	翻訳謝金②	枚		英文和訳(英文300語)		報酬
29	チューター等謝金	時間	1,000			月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
30	現場実習等委託謝金			※別表3による		個人への支払でないため、所得税は徴収しない
31	ホームステイ協力謝金			※別表2による		報酬ではあるが「家賃相当」とみなし、所得税は徴収しない
32	教育実習協力校謝金			※別表3による		個人への支払でないため、所得税は徴収しない

◎本学における謝金の単価を上記のとおりとする。ただし本表は,標準的な額(上限)を示したものであるが,執行にあたっては,予算額,事業内容を勘案し,必要に応じて調整することは可能である。 ◎本表により難い場合は,事前に財務施設部長と協議のうえ定めるものとする。また,受託事業等で本表により難い場合も,交付決定時に財務施設部長と協議のうえ定めるものとする。

[◎]源泉徴収等について

[※]非居住者(外国に居住している者)への日本国内での人的役務の提供 **20.42%**の所得税

[※]報酬(講演謝金又は指導講師謝金)の用務に併せてそれに係る旅費(旅行命令同書等による)を支出する場合、報酬の一部として10.21%の所得税の対象となるので、諸謝金にかかる同書、旅行命令同書等のそれぞれ上部余白に「旅費あり」、「謝金あり」と朱書きで明記すること。

謝金基準単価表

No	区 分	単 位	単価(円)	摘	要	備考
1	経営協議会委員謝金	口	20,000	経営協議会委員のみ		報酬
2	会議出席謝金	口		協力者会議等	1回あたり2時間を標準	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
3	特別講演謝金	口	50,000	著名人による記念講演的性格を有するもの	1回あたり2時間を標準	報酬
4	一般講演謝金	口	30,000		1回あたり2時間を標準,本学教職員への適用の場合は原則半額	幸及酉州
5	指導講師謝金①	時間		講義・実技指導(専門的知識の提供)	本学教職員への適用の場合は原則半額	報酬
6	指導講師謝金②	時間		研究集会等における指導・助言(専門的知識の提供)	本学教職員への適用の場合は原則半額	報酬
7	労務謝金①	時間	1,200	専門的知識・技術等を必要とする高度な事務補助		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
8	労務謝金②	時間		一般的な事務補助		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
9	労務謝金③	時間	900	会場設営等の軽作業		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
10	カウンセラー謝金	時間	3,500			月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
11	医師等謝金①	回(半日)		医師(内診・ツベルクリン反応等検査)・歯科医師	1日の場合は原則倍額以内,本学教職員への適用の場合は原則半額	源泉徴収必要なし(健康診断)
12	医師等謝金②	回(半日)		臨床検査技師	1日の場合は原則倍額以内, 本学教職員への適用の場合は原則半額	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
13	医師等謝金③	回(半日)		看護師・保健師等	1日の場合は原則倍額以内,本学教職員への適用の場合は原則半額	月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
14	原稿謝金(日本語)	枚		400字		幸
15	原稿謝金(外国語)	枚		300語		幸
16	原稿校閱謝金(日本語)			400字		報酬
17		枚		300語		幸
18	表彰状揮毫謝金	枚		名誉教授·永年勤続(名前·日付等)		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
19	卒業証書揮毫謝金	枚		学位記を含む		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
20		枚	,	2, 100×690mm程度		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
21	立看板等揮毫謝金②	枚	-,	3,000×700mm程度		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
22		枚		4, 000×1, 000mm程度		月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
23	同時通訳謝金①	日	56,000		学生依頼はチューター等謝金に準ずる	幸 日 西 州
24	同時通訳謝金②	日		英語以外の外国語	学生依頼はチューター等謝金に準ずる	報酬
25	逐次通訳謝金①	時間	5,800		学生依頼はチューター等謝金に準ずる	報酬
26	逐次通訳謝金②	時間		英語以外の外国語	学生依頼はチューター等謝金に準ずる	報酬
27	翻訳謝金①	枚		和文英訳(和文400字)		報酬
28	翻訳謝金②	枚		英文和訳(英文300語)		報酬
29	チューター等謝金	時間	1,000			月額表(乙)又は日額表(乙)(丙)
30	現場実習等委託謝金			※別表3による		個人への支払でないため、所得税は徴収しない
31	ホームステイ協力謝金			※別表2による		報酬ではあるが「家賃相当」とみなし、所得税は徴収しない
32	教育実習協力校謝金			※別表3による		個人への支払でないため、所得税は徴収しない

◎本学における謝金の単価を上記のとおりとする。ただし本表は、標準的な額(上限)を示したものであるが、執行にあたっては、予算額、事業内容を勘案し、必要に応じて調整することは可能である。◎本表により難い場合は、事前に財務施設部長と協議のうえ定めるものとする。また、受託事業等で本表により難い場合も、交付決定時に財務施設部長と協議のうえ定めるものとする。

[◎]源泉徴収等について

[※]非居住者(外国に居住している者)への日本国内での人的役務の提供 20%の所得税

[※]報酬(講演謝金又は指導講師謝金)の用務に併せてそれに係る旅費(旅行命令伺書等による)を支出する場合、報酬の一部として10%の所得税の対象となるので、諸謝金にかかる伺書、旅行命令伺 書等のそれぞれ上部余白に「旅費あり」、「謝金あり」と朱書きで明記すること。